

Q7-2.給与所得に対する課税形態について教えてください。

外国人の給与所得の課税は、台湾負担か国外負担か、そして暦年での台湾滞在日数が何日かで異なります。

台湾負担部分は、すべて課税となりますが、国外負担部分は台湾滞在日数に応じて取り扱いが異なります。基本的には日数按分にて台湾滞在日数相当部分が課税対象となりますが、300日以上滞在者は、国外負担部分に関しても日数按分ができず、すべてが課税対象となります。また、逆に90日以下滞在者は、国外負担部分は課税されません。

なお、台湾負担の給与の場合には、支給時に源泉徴収が必要ですが、国外負担の場合は源泉徴収は不要です。また、源泉徴収率は居住者か非居住者かにより異なります。

以上を表にまとめると、以下のとおりです。

合計滞在 日数(日)/ 税務上の区分		源泉徴収義務(会社の義務)		確定申告義務(本人の義務)	
		台湾負担 ※下記は給与に 適用される徴収税率	国外負担	台湾負担	国外負担
1~90	非 居 住 者			不要 (源泉徴収不足時は 確定申告必要)	不要
91~182	居 住 者	18%	該当なし		必要 (日数按分で 課税)
183~299	居 住 者	5%または 源泉徴収一覧表に 基づく税額		必要 (全額課税)	
300以上	居 住 者				必要 (全額課税)

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合会計事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。